

～ 令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定について～

1 令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方（資料）

障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

効果的な就労支援や障がい児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

医療的ケア児への支援などの障がい児支援の推進

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進

感染症や災害への対応力の強化等

障がい福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

上記6つの基本的考えに基づき、各サービスの報酬・基準について見直しが行われました。

今後、留意事項通知等で改正の詳細が示される予定です。厚生労働省より通知があり次第、随時お知らせしますので、御確認ください。

なお、本資料は令和3年2月4日（木）開催の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第24回）」にて、示された概要をもとに作成しています。

（現時点版であり、今後、修正がなされる可能性があります。）

2 複数のサービスにわたり見直される報酬・基準の概要

・ピアサポートの専門性の評価

（対象：自立生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、ピアサポート体制加算を創設する。

・感染症や災害への対応力の強化

感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

(1) 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全サービスを対象に、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障がい福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全サービスを対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

(3) 地域と連携した災害対策の推進

非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。

・**新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価**（全サービス対象）

新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。

・**障がい者虐待防止の更なる推進**（全サービス対象）

障がい者虐待防止の推進のため、運営基準に更なる以下の内容を盛り込む。

（令和4年度より義務化）

虐待防止委員会の設置等の義務化

従業者への研修の実施の義務化

虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

・**身体拘束等の適正化**（全サービス対象） 相談支援事業所等一部を除く

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

（令和4年度より義務化、減算の要件追加については令和5年4月から適用）

3 各サービスの報酬・基準に係る見直しの概要

訪問系サービス

居宅介護

・居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算する。

重度訪問介護

・ヘルパーが運転する自動車で障がい者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合に評価する **移動介護緊急時支援加算** を創設する。

同行援護

・同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について令和5年度末まで延長する。

行動援護

・行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について令和5年度末まで延長する。

日中活動系サービス

生活介護

・常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、規定に該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する **常勤看護職員等配置加算（ ）** を創設する。

・重度障がい者支援加算に「重症心身障がい者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乘せする形で評価する。

施設系・居住支援系サービス

施設入所支援

・歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価する 口腔衛生管理体制加算 口腔衛生管理加算 を創設する。

共同生活援助

・日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障がい者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直す。

・重度障がい者支援加算について、重度障がい者の受入体制を整備するために、障がい支援区分4以上の強度行動障がいを有する者を算定対象に加える。

・医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する 医療的ケア対応支援加算 を創設する。

・強度行動障がいを有する者が体験利用を行う場合、規定の研修の修了者を配置している事業所について、報酬上の評価を行う加算を 強度行動障がい者体験利用加算 を創設する。

・夜間支援等体制加算()による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の 夜間支援等体制加算()・()・() を創設。

自立生活援助

・自立生活援助サービス費()の対象者に「同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者」を追加する。

・サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

・標準利用期間(1年)を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

就労系サービス

共通

・令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、前々々年度(平成30年度実績)を用いることも可能とする。

・施設外就労に係る加算を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。施設外就労については、引き続き実施していく。

就労移行支援

・「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合(就労定着率)」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。

・本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための 支援計画会議実

施加算 を創設する。

・就労支援員について、常勤要件を緩和し、常勤換算（利用者の数を 15 で除した数以上を配置。）による配置を可能とする。

就労定着支援

- ・基本報酬の区分について、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。
- ・支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月 1 回共有することを要件とする。
- ・現在、支援開始 1 年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな 定着支援連携促進加算 を創設する。
- ・本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における 6 か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を就労移行支援事業所等の運営基準に規定する。
（ ）就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び生活介護の運営基準の見直し

就労継続支援 A 型

- ・基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1 日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の 5 つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。
- ・事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付けるとともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

就労継続支援 B 型

- ・現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を設け、事業所ごとに選択することとする。
（ ）基本報酬の報酬体系の選択は各年度の 4 月に行うことを基本とし、年度途中での変更を行うことはできない。
- ・現行の 7 段階の基本報酬の区分について、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直し、8 段階の区分とする。
- ・「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する 地域協働加算 及び、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価する ピアサポート実施加算 を創設する。

相談系サービス

計画相談支援、障がい児相談支援

- ・現行の特定事業所加算を廃止し、特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分を創設する。
- ・常勤専従 1 名の配置や複数の事業所で 24 時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする。

- ・常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置していることを別途評価する 主任相談支援専門員配置加算 を創設する。
- ・計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に要件を満たす支援を行った場合に評価するための集中支援加算 を創設する。
- ・他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、計画相談支援については居宅介護支援事業所等連携加算を見直し、障害児相談支援については 保育・教育等移行支援加算 を創設する。

障がい児通所支援

児童発達支援・放課後等デイサービス共通

- ・医療的ケア児に係る判定基準について見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。
- ・主として重症心身障がい児を通わせる事業所以外の事業所については医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。主として重症心身障がい児を通わせる事業所については看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」とする。
- ・看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする。
- ・現行の「障がい福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ配置可能とする（既存事業所については2年間の経過措置を設ける）
- ・一定の要件（著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障がい児等）に該当する障がい児を受け入れたことを評価する 個別サポート加算（ ） を創設する。
- ・一定の要件（虐待等の要保護・要支援児童等）に該当する障がい児を受け入れたことを評価する 個別サポート加算（ ） を創設する。
- ・児童指導員等加配加算（ ）を廃止する一方、専門職を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する 専門的支援加算 を創設する。

放課後等デイサービス

- ・極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬を算定しないこととする。
- ・利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30分以下）のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算（ ） の算定を可能とする。

～ 令和 3 年度 の 加算 届等 の 提出 について ～

4 令和 3 年度 加算 届 の 提出 について (資料)

毎年度当初に変更の有無に関わらず、加算届の提出が必要です。加算要件等の内容を確認した上で届出を行ってください。なお、令和 2 年度に加算等を算定している事業所においても、今回届出書の提出がなければ、令和 3 年度の加算等の算定は認められませんので、御注意ください。

(1) 提出の必要がある事業所

原則全ての、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、相談支援事業所、障がい児通所支援事業所

ヘルパー事業所、相談支援事業所で届出が必要な加算を算定しない場合のみ提出は不要

(2) 提出書類

事業種別ごとに定める加算届書類一覧表に記載のある書類

(3) 提出期限

令和 3 年 4 月 15 日 (木) 期限厳守

郵送にて提出する場合のみ 15 日 (木) 消印有効

5 令和 3 年度 加算 届 の 提出 (日中一時支援事業) について (資料)

岡崎市指定日中一時支援事業の「低所得者食事提供加算」、「未就学児受入加算」及び「医療的ケア加算」の算定には、加算届の提出が必要です。令和 3 年度に当該加算を算定する事業者は、加算届を提出してください。なお、令和 2 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、令和 3 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。

(1) 提出の必要がある事業所

日中一時支援事業所で令和 3 年度に次のいずれかの加算を算定する事業所

低所得者食事提供加算 未就学児受入加算 医療的ケア加算

(2) 提出書類

「岡崎市地域生活支援事業所加算届に必要な書類一覧 (別紙 5)」に記載のある書類

(3) 提出期限

令和 3 年 4 月 15 日 (木) 期限厳守

郵送にて提出する場合のみ 15 日 (木) 消印有効

6 令和 3 年度 福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書提出について (資料)

福祉・介護職員処遇改善加算等は年度ごとの届出となっており、令和 3 年度福祉・介護職員処遇改善加算等を算定される事業者は必ず届出が必要です。令和 3 年度に当該加算を算定する事業者は、障がい福祉サービス等処遇改善計画書を提出してください。なお、令和 2 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、令和 3 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。

(1) 提出方法等

資料 に示すとおり。

令和3年報酬改定に伴い、届出様式が変更となりました。必ず新様式にて提出をいただくよう御留意ください。新様式については準備でき次第、別途御連絡いたします。

(2) 提出期限

令和3年4月15日(木)期限厳守

郵送にて提出する場合のみ15日(木)消印有効

7 令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告提出について

福祉・介護職員処遇改善加算等を算定している事業者は、賃金改善の実績報告が必要です。届出先は令和2年度障がい福祉サービス等処遇改善計画書を提出した行政機関(年度途中で提出先が変更になった場合は変更後の行政機関)と同一となります。岡崎市にある事業所であっても提出先が岡崎市とは限りませんので御注意ください。

(1) 提出方法等

実績報告については令和2年度用の様式を用いて御提出ください。

(令和元年度用及び令和3年度用のいずれも様式が異なります。市のHPに掲載されているものが令和2年度用の様式です。)

詳細については別途通知にてお知らせする予定です。

(2) 提出期限

令和3年7月30日(金)

郵送にて提出する場合のみ31日(土)消印有効

なお、令和2年度における最終の給付費の支払が遅れている場合は、提出期限が延長されますので、事前に御連絡ください。

～ 令和 3 年度の変更点及び再確認いただきたい重要事項～

8 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて（資料 資料 ）

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについては、資料 のとおり引き続き、運用してまいります。取扱いの内容変更や、廃止等を行う際は都度連絡をいたしますので、御確認ください。

これらの取扱いは「新型コロナウイルス感染症」を原因とする事例における取扱いであることに御留意ください。

なお、資料 において、就労継続支援 B 型事業所については、「生産活動収入が減少し当該事業所の工賃支払額が減少する場合は、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる」とありますが、前述（～令和 3 年度障がい福祉サービス等報酬改定について～における就労系サービス共通部分）のとおり、令和 3 年度の報酬算定に係る実績の算出については、前々々年度（平成 30 年度実績）を用いることも可能です。

9 障がい福祉サービス事業者等が提出する書類における押印廃止について

政府の政策の 1 つ「行政のデジタル化」に伴い、当市でも令和 3 年度より申請書等の押印が廃止となります。基本的にこれまで押印が必要とされていたすべての書類について、押印を廃止といたしました。令和 3 年度報酬改定に関する様式の更新に合わせ、押印欄を消去した様式をアップロード予定です。特に御注意いただきたい点は下記のとおりです。

- ・実務経歴証明・・・従来必要とされていた前勤務先の押印も不要です。なお、様式下部に当該書類が事実であることを示す事業者の誓約書欄を設けました。
- ・原本証明・・・従来すべての副本に求めておりました原本証明について、押印ならびに原本証明自体を不要といたしました。

上記の対応に伴い、文書の偽装等の不正と思われる書類について、別途根拠を求める場合がありますので御承知おきください。

なお、押印廃止後においても、書類の提出方法については、**指示のある場合を除いて、従来の提出方法（持参又は郵送）にて御提出ください。**

10 就労継続支援 B 型における工賃支払方法の徹底について（資料 ）

令和 2 年に行った工賃実績の報告において、工賃の支払が適正に行われていない事業者が散見されました。本件の詳細については資料 を御確認ください。

なお、今年度の状況に限らず、令和 3 年度以降において、同様の事態が露見した場合には、重大な違反事項とみなし、状況に応じて過誤対応等を求める場合もあり得ますので十分御注意ください。

11 情報公表制度の更新手続きについて

平成 30 年 4 月から障がい福祉サービス等情報公表が制度化されました。障がい福祉サービス等情報公表システムを用いて、サービス情報を公表することとされています。また、障がい福祉サービス等情報の公表は、年度単位での更新が必要です。詳細については別途通知にてお知らせする予定ですが現段階でのスケジュールは以下のとおりです。

更新入力が可能となる時期：5 月初旬

更新入力完了時期 : 令和3年7月30日(金)

なお、未だに一度も障がい福祉サービス等情報公表システムへの入力がない事業者が見受けられません。速やかな対応に努めてください。

12 自己評価結果等未公表減算の取り扱いについて

児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、ガイドラインに基づいた自己評価を実施し、その結果及び改善内容を1年に1回以上、インターネットのホームページ等を活用して公表することが義務づけられています。また、この公表方法及び公表内容を指定権者に届出していない場合については減算の対象となります。岡崎市では、愛知県と同様、WAMNETの障がい福祉サービス等情報公表システムに公表場所(URL)を登録することをもって公表の報告があったものとします。

なお、自己評価結果の公表は、年度単位での更新が必要です。詳細については別途通知にてお知らせする予定ですが現段階でのスケジュール及び公表における留意点は以下のとおりです。

届出のスケジュール

更新入力が可能となる時期 : 5月初旬

届出締切 : 令和3年7月30日(金)

未届の事業者については8月サービス提供分から当該状態が解消されるに至った月まで減算適用

審査基準

- ・障がい福祉サービス等情報公表システムの「ガイドラインにおける自己評価の公表の有無」の項目が「あり」になっていること。
- ・障がい福祉サービス等情報公表システムの「公表場所(URL等)」の項目にURLの貼付がされていること。
- ・貼付されたURLのリンク先に「保護者等による評価」と「事業所全体による自己評価」の2つの評価が掲載されていること。

・同一法人でまとめず、事業所ごとに評価及び公表を行うこと

・サービスごとに「事業所における自己評価結果」「保護者等からの事業所評価の集計結果」の2種類の評価結果をそれぞれ公表すること

(例：児童発達支援・放課後等デイサービスの多機能事業所の場合...児童発達支援で2種類、放課後等デイサービスで2種類で計4つの公表が必要)

・障がい福祉サービス等情報公表システムに貼付けられたURLは評価結果のファイル又は専用ページに直通のものであること(事業所のトップページなどは不適)

・評価結果はサービスごとに1つのファイルとしてまとめること(複数のサービス又は事業所の情報を一つのファイルにまとめ、数珠つなぎで掲載するような方法などは不適)

下線部については令和3年度から新たに審査基準に加える予定です。適切に掲載されていない場合は減算の対象となりますので、後日送付予定の通知をよく確認ください。

～ その他の留意事項 ～

13 指定申請について（新たに事業を計画する際の主な注意点）

指定申請書類の受理は月末締切で、翌々月 1 日付けで指定します。また、申請書類の内容に不備がなくなったときに受理します。期間に余裕をもって、予め相談してください。

指定を受けるには事業所が各種法令に適合している必要があります。福祉事業を行う建物には、都市計画法、建築基準法、消防法等で厳しい要件がかかります。賃貸契約等の前に事前に相談してください。法令違反の状態、指定は受けられません。

指定申請において記載した配置職員が、指定数日後に退職等により配置されない事例が見受けられた場合、意図的なものと判断されると虚偽申請となります。そのような事態にならないよう、十分御注意ください。

14 変更届について（事業所の届出情報を変更する際の主な注意点）

事業所の届出情報に変更される際は、変更届の提出が必要です。

変更届の提出期限は変更日から 10 日以内です。期限遵守してください。

変更内容が、「生活介護、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の定員増」「施設入所支援の定員増」「施設障がい福祉サービスの種類の変更」「児童発達支援、放課後等デイサービスの定員増」に当てはまる場合は、変更届ではなく、変更申請となります。この場合、変更申請書類の受理は月末締切で、内容審査のうえ、翌々月 1 日付け適用です。

事業所移転の際は、建物について新規申請時と同様の注意が必要ですので、予め相談してください。

15 加算届について（算定する加算項目を変更する際の主な注意点）

毎年 4 月 1 日の状況について届出した後に、算定の状況について変更があった場合は、その都度加算届の提出が必要となります。

給付費（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月 15 日以前に提出された場合には翌月から、16 日以降になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなります。

加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、速やかにその旨の届出を行うとともに、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないでください。

16 再開・廃止・休止の各届出について

再開届の提出期限は再開日から 10 日以内です。期限遵守してください。

再開にあたっては、指定基準を満たしている必要があることから、事前に相談してください。

廃止届、休止届の提出期限は廃止日又は休止日の 1 箇月前です。期限遵守してください。

廃止、休止にあたっては、現に利用している利用者への対応が求められるため、事前に相談するとともに、利用者の次の利用事業所等の確保に努めてください。

17 業務管理体制整備に関する届出について

すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単
 位で、根拠条文ごとに、関係行政機関に届出が必要です。

届出先は表のように、国、愛知県、岡崎市のいずれかとなります。提出先が分からない場合は、
 一度お問い合わせください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局 障害保健福祉部企画課監 査指導室)	〒100 - 8916 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 厚生労働省社会・援護局 障害保健 福祉部企画課(監査指導室) TEL03 - 5253 - 1111(内線 3009)
	事業所等が岡崎市のみに 所在する事業者(障がい 児入所支援施設を除く)	岡崎市福祉部障がい福祉 課	〒444 - 8601 岡崎市十王町2 - 9 岡崎市福祉部障がい福祉課(施策 係) TEL0564-23-6165
	以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福 祉課 <u>岡崎市は届出先ではあ りません</u>	〒460 - 8501 名古屋市中区三の丸3 - 1 - 2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事 業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317